

届出保育施設等に対する指導監督要綱

(目的)

第1条 この要綱は、届出保育施設等について児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に基づく調査及び同条第3項の措置を含む指導監督を行い、もって届出保育施設等に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「届出保育施設等」とは、県内（指定都市・中核市を除く。）に所在する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の許可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）で次のものをいう。

- (1) 法第59条の2第1項に基づき都道府県知事に届け出なければならない施設（以下「届出保育施設」という。）
- (2) 児童福祉法施行規則第49条の2に規定する施設

(指導監督の基準)

第3条 この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）の別紙の別添。以下「指導監督基準」という。）により行う。ただし、福岡県知事（以下「知事」という。）が特に必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

(事前指導)

第4条 知事は、届出保育施設等を設置しようとする者等から相談があった場合及び市町村等関係機関から新規開設の情報を得た場合には、様式第1号による書面を交付し、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、関係法令及び指導監督基準の遵守を求めるものとする。

(開設等の届出)

第5条 届出保育施設の設置者は、その事業の開始の日（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から1か月以内に、届出保育施設設置届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 届出保育施設の設置者は、前項により届け出た事項に変更を生じたとき又は当該保育

事業を休止若しくは廃止するときは、届出保育施設事業内容等変更届（様式第3号）又は届出保育施設〔休止・廃止〕届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（対象の把握）

第6条 知事は、保育の実施主体である市町村及びその他関係機関等の協力を得て、県内に所在する届出保育施設等の把握に努めるものとする。

（報告徴収）

第7条 知事は、毎年、届出保育施設等の設置者又は管理者に対して、施設の運営状況について、様式第5号により報告を求めるものとする。

2 知事は、届出保育施設等の設置者又は管理者に対し、次の各号に定める事項が生じた場合は、直ちに当該各号に掲げる様式により知事に報告するよう、あらかじめ指示するものとする。

(1) 届出保育施設等の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等重大な事故が生じた場合（様式第6号）

(2) 届出保育施設等に24時間かつ週のうちおおむね5日程度入所している児童がいる場合（様式第7号）

3 前2項の場合を除くほか、知事は、児童の処遇上の観点から届出保育施設等に問題があると認められる場合は、必要に応じて随時に報告を求めるものとする。

（立入調査の実施）

第8条 知事は、年度ごとに実施計画を定め、事前通告の上、その職員をして定期的に届出保育施設等又はその事務所に立ち入り、その設備又は運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。この場合においては、必要に応じて、保育従事者、事務職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。

なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする届出保育施設等については、立入調査を、設置者、管理者又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する集団指導に代えることができるものとする。

2 前項の実施計画にかかわらず、知事は、年度途中で新規に把握した届出保育施設等については、速やかに立入調査を行うものとする。

3 前2項の場合を除くほか、知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、随時事前通告を行わずに届出保育施設等及びその事務所に対する立入調査（以下「特別立入調査」という。）を行わせることができる。

4 立入調査の指導監督班は、届出保育施設等指導監督所管部の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師及び医師等の専門的知識を有する者を加える。

5 前各項の規定により立入調査を行う職員は、児童福祉法施行規則第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯しなければならない。

- 6 立入調査に際しては、必要に応じて関係機関の立会いを求める。
- 7 立入調査時においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭により行う。

(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書)

第9条 知事は、前条に基づく立入調査の結果、届出保育施設が指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知)の別添様式)を交付するものとする。

(福岡県基準適合届出保育施設証明書)

第10条 指導監督基準の全項目について適合している届出保育施設を福岡県基準適合届出保育施設という。

- 2 知事は、福岡県基準適合届出保育施設に、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設は様式第8号により、法第6条の3第9項に規定する業務及び同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)は様式第9号により、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設のうち複数の保育に従事する者を雇用しているものは様式第10号により、複数の保育に従事する者を雇用していないものは様式第11号により、福岡県基準適合届出保育施設証明書を交付するものとする。

(証明書の交付手続き)

第11条 前二条に定める証明書の交付に関する手続きについては、福岡県基準適合届出保育施設証明書等交付要領で定めるものとする。

(改善指導)

第12条 知事は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる届出保育施設等に対しては、おおむね1か月以内の報告期限を記載した文書(様式第12号)による改善指導を行い、当該届出保育施設等から改善の状況及び計画の提出を求めるものとする。

(改善勧告)

第13条 知事は、指導監督基準に適合せず、改善指導を行っても改善されない場合は、届出保育施設等の設置者又は管理者に対し、相当の猶予期間を付して、必要な改善を勧告することができる。ただし、建物の構造等から改善が不可能と認められる届出保育施設等については、相当の猶予期間を付して、移転を勧告することができる。

- 2 次に掲げる場合については、改善指導を行わずに改善勧告を行うものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

- 3 前2項の規定による改善勧告は、様式第13号により通知するものとし、おおむね1か

月以内の回答期限を付して、当該届出保育施設等から文書で報告を求めるものとする。

- 4 前項の規定により、勧告を受けた設置者又は管理者から当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行うものとする。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。
- 5 改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表を行うものとする。
- 6 前項の公表に当たっては、当該届出保育施設等の設置者に対し事前に弁明の機会を与える。

(事業の停止命令及び施設の閉鎖命令)

第14条 知事は、届出保育施設等の設置者又は管理者が前条の改善勧告に従わず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき又は乳幼児の生命身体に著しい影響を与える等、社会通念上著しく悪質な違反があったときは、法第59条第5項の規定により児童福祉審議会の意見を聴いて、その事業の停止又は施設の閉鎖を命じることができる。

- 2 知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命じる場合には、当該届出保育施設等の設置者に対し弁明の機会を与える。この場合においては、あらかじめ書面（様式第14号）をもって、予定される命令の内容、命令の原因となる事実並びに弁明書の提出先及び提出期限を通知する。
- 3 知事は、児童の福祉の確保のため、緊急の必要があるときは、改善指導、改善勧告、弁明の機会の付与及び児童福祉審議会からの意見聴取の手続を経ずに事業の停止又は施設の閉鎖を命じることができる。
- 4 第1項又は前項の規定による事業停止命令又は施設閉鎖命令は、様式第15号により通知するものとする。
- 5 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行うために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該届出保育施設等の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。
- 6 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表するものとする。

(入所児童に対する措置等)

第15条 知事は、前条の事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて当該届出保育施設等の所在地の市町村長と協力して、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該届出保育施設等が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。

(市町村長の協力)

第16条 知事は、届出保育施設等に関する指導監督事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(記録等の整備)

第17条 知事は、第5条第1項の規定により把握した届出保育施設について、施設ごとにその実態及び指導監督の内容等必要な記録等を整備するものとする。

(情報の提供)

第18条 知事は、第5条第1項の規定により把握した届出保育施設に関する施設の基本情報及び立入調査の結果等について、児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、情報提供を行うものとする。

(長期滞在児についての措置)

第19条 知事は、第7条第2項第2号の場合に係る報告を受けたときには、速やかに、乳児院等への入所等必要な措置をとるものとする。

(事務委任時における報告)

第20条 保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）（社会福祉課）は、福岡県事務委任規則（昭和40年福岡県規則第22号）第20条第11項第1号ハの規定により第5条の届出を受領したときは、福祉労働部子育て支援課長、当該届出保育施設等に対する立入調査権を有する保健福祉環境事務所長等（監査指導課）及び当該届出保育施設等の所在地の市町村長に対してその旨を報告しなければならない。

2 保健福祉環境事務所長等（社会福祉課）は、福岡県事務委任規則第20条第11項第1号ホの規定により第7条第1項の報告を受けたときは、福祉労働部子育て支援課長、当該届出保育施設等に対する立入調査権を有する保健福祉環境事務所長等（監査指導課）及び当該届出保育施設等の所在地の市町村長に対して様式第5号の運営状況報告を送付しなければならない。

3 保健福祉環境事務所長等（社会福祉課）は、福岡県事務委任規則第20条第11項第1号ロの規定により第7条第2項又は第3項の報告を受けたときは、福祉労働部子育て支援課長に対してその旨を報告しなければならない。

4 保健福祉環境事務所長等（監査指導課）は、福岡県事務委任規則第20条第11項第1号ロの規定により第8条第1項の立入調査を行う場合は、同項の実施計画に係る文書を福祉労働部子育て支援課長及び当該届出保育施設等の所在地の市町村長に対して送付しなければならない。

5 前項の立入調査を行った保健福祉環境事務所長等（監査指導課）は、第12条の改善指導に係る文書並びに改善の状況及び計画に係る文書を福祉労働部子育て支援課長並びに当該届出保育施設等に対する立入調査権を有する保健福祉環境事務所長等（社会福祉課）及び当該届出保育施設等の所在地の市町村長に対して送付しなければならない。

6 第4項の立入調査を行った保健福祉環境事務所長等（監査指導課）は、児童の福祉のた

め第13条第1項の勧告又は第14条第1項の事業停止命令若しくは施設閉鎖命令をする必要があると認められるときは、直ちに福祉労働部子育て支援課長に対してその旨を報告しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、届出保育施設等の指導監督に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月27日から施行し、令和4年9月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。